

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一覧表

○ 傍聴人を制限した事例

国会回次	委員会	案件	年月日	制限した範囲	備考
第二回	議院運営委員会	法制局長任命の件	昭和 三三、七、五	委員以外の者の傍聴禁止	委員会において委員長宣告
第五回	懲罰委員会	議員星野芳樹君懲罰事犯の件	二四、五、三	議員以外の者の傍聴禁止	二四、五、三 委員打合せにおいて決定
第六回	議院運営委員会	吉田内閣総理大臣出席要求に関する件	二四、三、三	議員、報道関係者及び各会派事務連絡員以外の者の傍聴禁止	委員会において委員長宣告
第七回	在外同胞引揚問題に関する特別委員会	在外同胞引揚問題に関する調査(ソ連地区残留同胞実態調査に關する件—所謂徳田要請事件)	二五、三、一六	傍聴券の発行を各委員十枚、委員長保留分百五十枚、先着順交付の一般傍聴券五十枚に制限	二五、三、一六 各派の協議により決定

第二十二回 後	議院運営委員会	議員矢嶋三義君の列国議会同盟会議への出席を差止めることを議長に要求することの動議	三〇、七、三	禁止	
	社会労働委員会	医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案(衆第五二号)	三〇、七、二九	同	
第十九回	法務委員会	売春等処罰法案(衆第一四号) (参考人の意見聴取)	三〇、七、二九	傍聴券の発行を委員一人につき十枚以内に制限	
	大蔵委員会	公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第一一七号)	二九、五、五、五、二、七、五、二、七、五、二、七	計理士関係者の傍聴禁止	
第十三回	懲罰委員会	議員岩間正男君外十六名懲罰事犯の件	二七、七、七	委員長において適宜制限	三〇、七、七委員打合せにおいて決定
	外務委員会	ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(閣法第一〇号)	二七、四、二、五、四、二、六、四、二、六	一般傍聴禁止	三〇、四、二理事会において決定
	外務、法務連合委員会	外国人登録法案(閣法第八九号)	二七、四、二、五、四、二、六、四、二、六	傍聴券の発行を紹介議員一人につき一枚に制限	会議の整理者の一から異議申立があり委員から異議申立があり整理者において制限付許可
	法務委員会	検査及び裁判の運営等に関する調査(平和条約第十一条による刑の執行及び赦免等に関する件)	二七、七、三〇	傍聴禁止	

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一
 覧表

					国会回次	
					第二十三回	
					委員会	
					通信委員会	
					内閣委員会	
					文教委員会	
					第二十四回	
					委員会	
					案	
					件	
					年月日	
					制限した範囲	
					備考	
文教委員会公聴会	通信委員会	日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆議院第四六号)その他	地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(閣法第一〇五号)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(閣法第一〇六号)	三、五、二 五、二、三	傍聴券の発行を原則として自由民主党六十枚、緑風会三十枚に制限	三、五、九理事会において決定
		日本電信電話公社法の一部を改正する法律案(第二十二回国会衆議院第四六号)その他	五月十二日文教委員会公聴会において公述人林知義君が公述するに至った経緯に関する件についての参考人の意見聴取)	三、五、二 三、五、二	一般傍聴禁止 傍聴券の発行を委員一人につき一枚に制限	三、五、二委員会において決定
				三、四、三以降会期中		

第三十四回	日米安全保障条約等特別委員会	第三十四回	日米安全保障条約等特別委員会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六條に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案(閣法第六五号)	三、四、四 以降会期中	傍聴券の発行を原則として委員一人につき二枚とし、残余十枚を委員長が保留し適宜発行	三、四、六 理事会において決定 三、四、四 委員会に報告
第四十三回	社会労働委員会	第四十三回	社会労働委員会	戦傷病者特別援護法案(衆第五三号)	戦傷病者特別援護法案(衆第五三号)	戦傷病者特別援護法案(衆第五三号)	三、七、六	傍聴券の発行を自由民主党十枚、日本社会党六枚、公明会三枚、第二院クラブ二枚、民主社会党二枚に制限	三、七、六 理事会において決定
第五十八回	大蔵委員会	第五十八回	大蔵委員会	国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	国立病院特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第一四号)	四、四、七	傍聴券の発行を自由民主党五枚、日本社会党二十枚、公明会七枚、民主社会党一枚、日本共産党一枚、第二院クラブ一枚に制限	四、四、七 理事会において決定
第六十一回	文教委員会	第六十一回	文教委員会	大学の運営に関する臨時措置法案(閣法第一二二号)	大学の運営に関する臨時措置法案(閣法第一二二号)	大学の運営に関する臨時措置法案(閣法第一二二号)	四、八、二	議員、報道関係者以外の傍聴禁止	

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一覧表

国会回次	委員会	案件	年月日	制限した範囲	備考
第八十回	外務委員会	日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の北部の境界画定に関する協定及び日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)	五、五、四 五、二六	傍聴券の発行を六十枚に制限	
第八十四回	法務委員会	検察及び裁判の運営等に関する調査(プロ野球のドラフト制度に関する件)	五、二、一六	傍聴券の発行を自由民主党、日本社会党十一枚、公明党六枚、日本共産党六枚、新自由クラブ三枚、社会民主連合三枚、委員長留分五枚、スポーツ報道分七枚に制限	
第八十七回	内閣委員会	元号法案(閣法第二号)	五、五、八 件以降上記案件審査中	傍聴人数を交替を含め入室七十名に制限	
第一百七回	社会労働委員会	老人保健法等の一部を改正する法律案(閣法第九号)	六、二、一八	傍聴席満席のため、百五十一枚の希望に対し、空席が出た場合に入室させる条件で五十枚を許可	
文教委員会		国立学校設置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号) 教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三八号)	六、三、五、二 五、二〇 五、一九 五、一七	傍聴券の発行を五十六枚に制限	

<p>第百十三回</p>	<p>税制問題等に関する調査特別委員会</p>	<p>税制問題等に関する調査 (リクルート問題等に関する件)</p>	<p>六三、三、 三三、 七六</p>	<p>傍聴券の発行を自由民主党 七枚、日本社会党・国民議 同七枚、日本社会党・国民議 三枚、日本社会党・国民議 社党・国民連合党、二枚、新 クラブ・革新共闘一枚に制 限</p>	
<p>第百十二回</p>	<p>建設委員会 社会労働委員会</p>	<p>建設事業及び建設諸計画等に関する調査 (住宅・都市整備公団家賃値上げに関する件)</p>	<p>六三、四、 三</p>	<p>傍聴券の発行を空席が出た 十枚に制限 場合の交替入室も含め百二</p>	<p>三、五、七 理事会において決定</p>
		<p>戦時災害援護法案(参第三号) 児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(閣法第六九号) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七〇号) 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第七一号) 厚生年金保険法の一部を改正する法律案(閣法第七七号) 国民健康保険法の一部を改正する法律案(閣法第一九号) 労働組合法等の一部を改正する法律案(閣法第三三号)</p>	<p>六三、五、 七</p>		

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一
覧表

国会回次	第百二十一回	第百二十三回	第百二十五回
委員会	証券及び金融問題に関する特別委員会	国際平和協力等に関する特別委員会	予算委員会
案件	証券及び金融問題に関する調査 (証券及び金融問題に関する件)	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号) 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会閣法第六号) 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(参第三号)	平成四年度一般会計補正予算(第1号) 平成四年度特別会計補正予算(特第1号) 平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号) (東京佐川問題について)
年月日	平成 三、九、四	四、五、二六 以降上記案件審査中	四、三、七
制限した範囲	同	傍聴券の発行を原則として三十枚とし、退出者があればその範囲内で更に傍聴を許可	傍聴券の発行を自由民主党・主連合六枚、社会党・護憲民 会連合六枚、公明党・国民 議二枚、民社党・スポ ツ・国民連合二枚、日本共 産党二枚、連合参議院二 枚、二院クラブ一枚、日本 新党一枚、委員長保留分二 枚に制限
備考	三、八、三 理事会にお いて決定	三、九、四 理事会にお いて決定	

第百四十回	第百三十六回	第百三十二回	第百二十六回
同	同	同	同
予算の執行状況に関する調査 (オレンジ共済組合問題について)	平成八年度一般会計予算 平成八年度特別会計予算 平成八年度政府関係機関予算 (住宅金融専門会社問題について)	予算の執行状況に関する調査 (東京共同銀行問題に関する件)	予算の執行状況に関する調査 (東京佐川問題等に関する件)
九、 三、 四、 二、 三	八、 五、 二、 一	七、 三、 元	五、 四、 一
傍聴券の発行を自由民主党 十枚、平成会六枚、社会 民主・党・護憲連合三枚、民 主党・新緑風会二枚、日本 共産党一枚、二院クラブ一 枚に制限	傍聴券の発行を自由民主党 九枚、平成会七枚、社会 民主・護憲連合四枚、日本 共産党一枚、新緑風会一 枚、二院クラブ一枚に制限	傍聴券の発行を自由民主党 八枚、日本社会党・護憲民 主連合六枚、平成会五枚、 新緑風会二枚、日本共産 党一枚、新党・護憲リベラ ール・市民連合一枚、二院 クラブ一枚に制限	傍聴券の発行を自由民主 六枚、日本社会党・護憲民 主連合六枚、民主党・ス ッ・国民連合二枚、日本共 産党二枚、民主改革連合二 枚、二院クラブ一枚、委員 長保留分二枚に制限
九、三、二 いて決定 理事会にお	八、四、三 いて決定 理事会にお		

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一

第百六十九回	第百六十八回	第百五十一回	第百四十六回	国会回次
同	外交防衛委員会	予算委員会	財政・金融委員会	委員会
同	外交、防衛等に関する調査 (防衛省問題に関する件)	平成十三年度一般会計予算(予) 平成十三年度特別会計予算(予) 平成十三年度政府関係機関予算 (予) (財団法人ケーエスデー中小企業 経営者福祉事業団問題について)	財政及び金融等に関する調査 (商工ローン問題に関する件)	案件
二〇、五、三	一九、二、五	一三、二、六	二、三、四	年月日
傍聴券の発行を民主党・新 緑風会・国民新党・日本共 産党八枚、自由民主党二枚、 護憲連合一枚に制限	傍聴券の発行を民主党・新 緑風会・日本共産党二枚、自 由民主党二枚、日本共産党一 枚、社会民主党・護憲連合一 枚に制限	傍聴券の発行を自由民主 党・保守党十一枚、民主 党・新緑風会五枚、公明 二枚、日本共産党二枚、社 会民主党・護憲連合一枚、 無所属の会一枚、自由党一 枚、二院クラブ・自由連合 一枚に制限	傍聴券の発行を自由民主 党二枚、公明党二枚、新緑 風会一枚、社会民主党・護 憲連合一枚、自由党一枚、 議院の会一枚に制限	制限した範囲
三〇、五、五 理事会にお いて決定		三〇、三、三 理事会にお いて決定	二、三、九 理事会にお いて決定	備考

○ 傍聴人の退場を命じた事例

国会回次	委員会	案件	年月日	退場を命ぜられた者	備考
第五回	議院運営委員会	同 会期延長の件	二四、五、三 <small>昭和</small>	委員以外の者	第八回国会における参議院規則の一部改正(三五、三四)まで委員会議室における喫煙は禁止されていた。
第七回	在外同胞引揚問題に関する特別委員会	在外同胞引揚問題に関する調査(連地区残留同胞実態調査)に関する件(所謂徳田要請事件)	二五、三、六	発言多く議事を妨害した衆議院議員二名	衛視が執行した。
第九回	議院運営委員会	本日の議事に関する件	二五、二、二五	酒気を帯びた者	
第二十四回	内閣委員会	委員長青木一男君不信任の動議	三一、五、二九	委員、報道関係者以外の者	委員会議室混乱のため
第六十一回	同	行政機関の職員に関する法律案(閣法第一号)	四四、五、二五	メモしていた一般傍聴者一名	第六十六回国会閉会後の議長・議運庶務小委員会了解(四六、二五)まで、傍聴人がメモをとることは禁止されていた。
第六十三回後	大蔵委員会	租税及び金融等に関する調査(立三面の財政及び金融等に関する件)	四四、九、二〇	質疑中の委員にメモを渡そうとした一般傍聴者一名	委員長の注意に従わなかったため衛視が執行した。

第百九回	環境特別委員会	同	六三、九、一八	同	同
第百二十三回	国際平和協力等 員会公聴会	<p>公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(第百八回国会閣法第三六号)</p> <p>国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律案(第百二十一回国会閣法第五号)</p> <p>国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会閣法第六号)</p> <p>国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(参第三号)</p>	平成 四、五、二六	同	<p>静粛を乱したため 衛視が執行した。</p>

一六 委員長が秩序保持のため傍聴人を制限し又は傍聴人の退場を命じた事例一
覧表